

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」と言います。)は、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、公正で透明な企業活動を推進することで、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であるとの認識のもと、企業理念の浸透、ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範の策定・実践による自浄作用、さらには機関設計、内部統制システムを含めた企業統治の仕組みの確立により、継続的なコーポレートガバナンスの強化を図っております。これにより、経営陣幹部の迅速・果断な経営判断を可能とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンスのすべての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4>

(政策保有株式についての方針)

当社の主たる事業が属する輸送用機器とりわけ自動車業界において、グローバル競争を勝ち抜き、今後も成長を続けていくためには、開発・調達・生産・物流など全ての過程において、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。

また、成長を続ける市場に対応していくためには、継続的かつ相当程度の設備投資が必要であり、資金調達先としての金融機関や共同出資パートナーとしての商社などとの信頼関係も重要であると考えております。

このため、当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係や相乗効果などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、得意先、同業界部品メーカー、材料メーカー、金融機関、商社などの株式を政策的に保有しております。

(政策保有のねらい・合理性について)

当社では、主要な政策保有株式の現状について四半期毎に取締役会へ報告しております。また、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、有価証券報告書において、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っております。

(政策保有株式の議決権行使の基準について)

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

<原則1-7>

(関連当事者間の取引)

当社グループは、株主の皆様との共同の利益を害することがないよう、法令を遵守し適切な条件に基づき取引を行い、取締役が利益相反の恐れのある取引や競業取引を行う場合は、取締役会及び監査等委員会の承認を得た後に、取引を行うこととしております。

<原則3-1>

(企業理念、経営計画)

当社では、以下に定める存在意義、経営姿勢、行動指針から成る当社グループの企業理念を実現するため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定め、公正で透明な企業統治システムを構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【企業理念】

・存在意義

社会貢献を第一義とし、たゆまぬ努力で技術を進化させ、人びとに有用な製品を創造する。

・経営姿勢

信頼される経営を信条とする。

・行動指針

1. 勤労は生きてゆく為の基盤である。

2. 信用は仕事の基礎である。

3. 創造する思考・行動こそが人間を支える。

4. 「安全」「品質」「生産性」は企業活動の基本である。

5. 企業活動とは虚業を排し実業に徹することである。

また当社は、企業理念の実現への取り組みの1つとして平成27年3月に中期経営計画を公表しております。

中期経営計画では、企業ビジョンとして「サスペンションシステムを通じて新たな価値を生み出し、“ヨロズブランドを世界に”」を掲げ、我々のコア技術であるサスペンションの開発力を強化、ヨロズ生産方式(YPW)の革新、最先端の要素技術を継続的に開発することにより、サスペンション部品と周辺部品を一体システムとして、性能開発から量産までを行う『サスペンションシステムメーカー』へ成長するための取り組みを公表しております。

中期経営計画は、当社の公式企業サイトに掲載しています。

「長期ビジョンに向けた新中期経営計画FY2015-2017」(<http://www.yorozu-corp.co.jp/investors/midtermplan/>)

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

本報告書の「1. 1 基本的な考え方」に記載しております。

(役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続き)

本報告書の「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載しております。

(役員の選任と指名を行うにあたっての方針と手続き)

本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」に記載しております。

(個々の選任・指名についての説明)

社外取締役の選任・指名については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

その他の取締役については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を掲載しております。

<補充原則4-1-1>

(取締役会が経営陣へ委任する業務の範囲)

取締役会は、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、並びに取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、迅速果断な意思決定のため、それ以外の事項については、業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できることとしております。

<原則4-8>

(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、公平性と透明性を確保いたします。

また、監督機能を十分発揮するため、社外取締役2名を株主総会で選任しております。

<原則4-9>

(独立社外取締役の独立性基準)

会社法で定める「独立社外取締役」、及び東京証券取引所の定める「独立性基準」の要件を満たしている人物であることとしております。

<補充原則4-11-1>

(取締役会の多様性および規模に関する考え方、及び取締役の選任に関する方針・手続き)

取締役の選任にあたっては、幅広い業務領域において強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保いたします。

また、監査等委員を除く取締役は10名以下、監査等委員である取締役を5名以下とすることで、取締役会の機動性及び監査等委員会の実効性を有した監査等委員会設置会社として適正な取締役会の規模を確保いたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名については、前項の方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議の上で候補者を決定し、株主総会にて選出いたします。

監査等委員である取締役は、監査及び監督に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を3名以上、株主総会で選任いたします。

<補充原則4-11-2>

(取締役の他の上場会社との兼任状況)

個々の上場会社の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

<補充原則4-11-3>

(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会の課題を明確化し、コーポレートガバナンスの充実・実効性を向上させるため、年に1回、取締役会の運営状況及び実効性等について取締役自身へのアンケート、インタビュー等を実施し、検証をすることとしております。

2015年度の取締役会の実効性について、取締役へのアンケートの結果に基づき取締役会で審議を行いました。その結果の概要は以下の通りです。

1. 取締役会では、企業の目指すべき方向性やその他重要なビジョンが共有された上で、中期経営計画「YSP2017」の進捗状況を含む企業戦略の大きな方向性を示す議題について十分審議されているとの結論にいたりました。
2. 取締役会の構成について、豊富な経営知識・経験を持つ取締役に加え、2015年6月から女性の社外取締役2名を設置し取締役会の多様性を充実させたことで、経営課題をより多角的な視点から検討できているとの認識を共有しております。
3. 全取締役がすべての取締役会に出席し、利益相反等について適切かつ十分な議論がなされていることを確認いたしました。
4. 今後は、取締役が議案について、さらに十分な検討ができる時間を確保するため、議案提出部署は、必要な情報をわかりやすくまとめた資料等を、できる限り早期配布するよう努めます。また、開催日程・回数についても、いっそうの審議内容充実のため、検討を重ねてまいります。当社は、今後も、取締役会の実効性の向上のため、把握した課題について、継続的な改善活動を進めてまいります。

<補充原則4-14-2>

(取締役へのトレーニング)

当社の新任取締役(社外取締役を含む)は、株主からの受託者責任と法的責任を含む責務を果たすため、善管注意義務と忠実義務等について社内もしくは社外の研修を受けるとともに、当社の経営戦略、財務状態その他重要事項につき、最高経営責任者またはその指名する執行役員から説明を受けることとしております。

さらに当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むことを定めており、当社は取締役に對して、社内、社外を問わず、毎年1回以上の研修の機会を用意しております。

<原則5-1>

(株主の皆様との対話)

(1)方針

当社は、決算説明会やIRセミナー、工場見学会等の情報発信及び当社の経営陣幹部と株主の皆様との対話の機会を積極的に設け、皆様からの意見を吸収及び反映するとともに、株主構成の把握に努め、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

(2)対話の方法

株主の皆様との対話全般について、財務担当が統括を行い、建設的な対話が実現できるよう努めます。株主の皆様が面談を希望する場合、業務に支障のない範囲で、面談の主な関心事項、保有株式数等を踏まえて、当社の担当執行役員もしくは関連部署長が面談に臨むものいたします。

また、株主の皆様との面談の目的を果たすことができるよう、財務部、総務部、経営企画室、及び当社顧問弁護士等が十分な連携を取り、株主の皆様との共同の利益を害することがない範囲で、かつ法令に抵触することのない範囲で、誠意をもって最大限対応いたします。

(3)社内へのフィードバック

当社は、株主の皆様のご意見を経営に反映させることは企業の重要な責務の一つであるとの認識に基づき、株主の皆様から頂いた貴重なご意見、ご提案等を経営会議で報告し、十分な検討のもと必要に応じた対応をとってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,051,300	12.18
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,675,000	6.69
株式会社レノ	1,147,200	4.58
株式会社志藤ホールディングス	883,500	3.53
JFE スチール株式会社	843,000	3.36
株式会社みずほ銀行	842,668	3.36
株式会社横浜銀行	842,668	3.36
スズキ株式会社	800,000	3.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	791,700	3.16
三菱UFJ 信託銀行株式会社	682,000	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水野 美鈴	その他											
吉田 恵子	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 美鈴	○	○	独立役員に選任しております。	会社との利害関係がなく、法曹として培われた専門知識とこれまでの経験を有していることから、客観的・専門的な指摘・意見具申が可能です。従って経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
吉田 恵子	○	○	独立役員に選任しております。	会社との利害関係がなく、公認会計士として培われた専門知識とこれまでの経験を有していることから、客観的・専門的な指摘・意見具申が可能です。従って経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人が補助します。
補助業務を担当する内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、監査等委員会の同意を必要とします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、平成27年6月10日開催の定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画、四半期毎のレビュー監査結果、及び年度の監査実施状況について定期会合を実施するほか、会計監査人が実施した子会社等の監査結果の確認、並びに実地棚卸立会い等を通じて意見交換及び確認を行っております。
また、会社の業務及び財産の状況の調査、並びにその他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門との間で年間監査計画書及び毎月の監査結果について情報連携を行うとともに、会計監査人による四半期毎のレビュー結果報告の聴取には内部監査部門も同席する等、効率的な監査に努めております。
内部監査部門は、会計監査人との間で監査の計画、実施状況、監査結果について適宜意見交換を行い、内部統制活動に反映しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員である水野美鈴氏及び吉田恵子氏は、平成27年6月10日に開催された定時株主総会で選任されました。両名とも、会社法で定める「独立社外取締役」、及び東京証券取引所の定める「独立性基準」の要件を満たしております。
また、当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成21年6月開催の第64回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴い株式報酬型ストックオプションの導入が承認されました。取締役の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株式価値の増大を図ることを目的としております。なお、ストックオプション報酬額の上限は平成27年6月開催の第70回定時株主総会において年額1億2千万円以内となりました。

ストックオプションの付与対象者	その他
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績発展への貢献が報酬に反映されるとともに、監査等委員を除く取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有できるものと考えております。
監査等委員である取締役の報酬は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、固定報酬のみで構成されています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

平成27年度に取締役を支払った報酬は、次のとおりです。

支給人員 11名
支給額 225百万円

(注)

1.上記の取締役の支給人数には、平成27年6月10日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役10名のうち、無支給者6名を除き、4名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりますが、その内容は「役員報酬及び役員賞与支給規程」の中で定めており年俸制を採用しております。

またその報酬の額は、役位別に定められた基本報酬金額に、目標の難易度と前年度の達成状況に基づく人事評価、さらに当年度の業績見込みを反映した変動報酬及び役員賞与と、長期インセンティブに充当されるストックオプションで構成されています。

報酬の決定につきましては、株主総会で決議された報酬年額の範囲内で、取締役については取締役会で、監査等委員については監査等委員会にて協議の上、具体的な金額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社は、社外取締役の円滑な職務の執行のため、常勤の監査等委員は業務監査時の監査報告書、及び当社グループに係る重要な社内外情報等を遅滞なく発信し情報共有を行っております。また、当社は社外取締役の業務に必要な手配業務を実施する部署(担当者)を定めているほか、社外取締役の職務に必要な知識の習得・更新のための研修の機会・費用を提供するなど、サポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・当社は監査等委員会制度を制定しており、監査等委員である取締役は定時及び臨時監査等委員会を開催するほか、取締役会及び毎月開催される経営会議、グローバル拠点責任者会議等の重要な会議への出席、並びに定期的な代表取締役との面談等を行っております。

・取締役会は定時取締役会を3ヶ月に1回開催するとともに必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置づけております。

・監査等委員を除く取締役は10名以下、監査等委員である取締役を5名以下とすることで、取締役会の機動性及び監査等委員会の実効性を有した監査等委員会設置会社として適正な取締役会の規模を確保しております。

・取締役の選任にあたっては、幅広い業務領域において強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保しております。

社外取締役の選任にあたっては、監督機能を十分発揮するため、上記の方針に加え、会社法で定める「独立社外取締役」、及び東京証券取引所の定める「独立性基準」の要件を満たしている人物であること、及び独立取締役又は独立監査等委員1名以上の推薦又は同意を得た人物であることを条件としております。

・取締役(監査等委員である取締役を除く)は、方針に合致した人物を取締役会で審議の上で候補者を決定し、株主総会にて選出しております。監査等委員である取締役については、株主総会で選任しております。

・取締役の報酬の決定につきましては、株主総会で決議された報酬年額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会にて協議の上、具体的な金額を決定しております。

・当社は、社外取締役との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限定額を限度とする責任限定契約を締結しております。

・監査等委員会は、その監査に必要な事項に関し、取締役・執行役員・会計監査人・監査部門、その他関係者から適宜適切な報告を受けるとともに、必要な情報を共有し、監査の質の向上と効率化に努めております。

・当社は、経営執行の責任と権限の明確化を図るため執行役員制度を導入しており、毎月の経営会議開催により、経営環境の急激な変化に対応できる体制を敷いております。さらに、事業の国際化に伴いYGHQ(Yorozu Global Headquarters Organization)を設置し、当社グループ全体を機能別に統括することにより、グループ全体の最適効率を図っております。

・その他、内部統制活動の牽制及び監視機能を行うために内部監査室を設置しております。

・当社は、取締役会の諮問機関として独立諮問委員会を設置しております。

独立諮問委員会は、当社の経営陣から独立した当社社外取締役及び社外有識者から構成され、取締役会の要求に基づき、コーポレートガバナンス、資本政策、株主総会で反対票の多かった会社提案議案、その他の経営上の重要事項に関して、勧告を行います。

・当社会計監査人である新日本有限責任監査法人は、業務執行社員について、法令等に従い、当社の会計監査に筆頭業務執行社員は5会計期間、それ以外の業務執行社員は7会計期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。平成28年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:薬袋政彦、表晃靖

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は第70回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行しました。

過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、さらに、重要な業務執行の決定の全部または一部を、取締役へ委任することにより取締役会意思決定を迅速化することで、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図ることを目的としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前までに招集通知を発送し、株主の皆様には議案の賛否を十分にご検討頂く時間の確保に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	開かれた総会を目指し、例年基準日を避けて開催しております。第71回定時株主総会は、2016年6月17日(金)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席する株主の皆様だけでなく、全ての株主の皆様が適切に議決権を行使できるよう、電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使頂ける環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の皆様、自らの権利を適確に行使できる環境を整備しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の株主の皆様、機関投資家の皆様にも十分な情報を提供し、議決権行使に際し適切にご判断頂けるよう、当社の招集通知を英訳し、ホームページで開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年5回(東京、大阪、名古屋、札幌、福岡)開催を基本としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を実施し、年1回施設見学会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けの専用ページを設けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部経理グループに1名の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範により、ステークホルダーとの信頼関係を築くことを定めております。 また、当社で定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をHPにて公表しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ヨロズグループは、地球環境保全への取り組みを重要課題の1つとして位置付け、積極的に行動し、世界の人々の豊かな暮らしに貢献するため、環境基本方針を定め、環境マネジメントシステムの規格に基づき、環境保全活動に取り組んでおります。既存拠点につきましては、すべてISO14001の認証を取得し、継続的改善に取り組んでおります。新規設立拠点につきましても、同様に認証取得に取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ヨロズグループ行動憲章により、積極的に企業情報を正確かつ公正に、適時適切に開示することを定めております。 また、当社で定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」でも同様に、企業情報を正確かつ公正に、またできるだけ多くの株主・投資家の皆様に同質な情報が行き渡るよう積極的に適時開示するよう定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの体制整備に関する方針につきましては、平成18年の制定以来数次の改定を経て、現在は以下のとおり定めております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたる。

(2) 総務部は、

(ア)コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、当社グループの取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

(イ)各部署のコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(ウ)社内通報制度(社内呼称「我慢しないで相談箱」)の運営を行い、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告する。

(3) 内部監査室は、

(ア)コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(イ)財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

(2) 情報の保管の場所及び方法は、取締役又は監査等委員である取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書取扱規程に定める。

(3) 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定めるところによる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(2) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。

(3) 総務部は、各部署のリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(4) 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。

(2) 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。

(3) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。

(4) 執行役員等によって構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。

5. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社の子会社の取締役等は、当社の子会社の業務執行の状況について定期的に経営会議に報告する。

(2) 当社の子会社を横断的に統括する機能軸責任者は、随時子会社から業務執行の状況について報告を求め、常に最新の状況を把握する。

6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社の子会社は、当社が制定している関係会社管理規程に基づき業務を遂行する。但し、一定の事項については、当社の経営会議等において承認を得なければならない。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助する。

(2) 補助業務を担当する内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、監査等委員会の同意を必要とする。

(3) 当該使用人は当該補助業務を、他の業務に優先して、監査等委員会のみからの指示に基づき行うものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。

8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。

(2) 総務部、内部監査室等は、本基本方針が有効に機能するように、本基本方針で定めた事項の整備・運用状況を、取締役会において定期的に報告する。

(3) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。

(4) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、不正の疑い、法令・定款違反の疑い、及び当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。

(5) 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。

(6) 総務部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

・当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

10. 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営会議等の主要な役員会議体には、監査等委員である取締役の出席を得るとともに、監査等委員である取締役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の意見交換の機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの取締役及び使用人が遵守すべき行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わないことを宣言し、この行動規範の遵守を徹底することにより反社会的勢力との関係を遮断しております。また、対応統括部署を総務部とし、総務部において常に関係情報を入手して注意喚起を行い、反社会的勢力との接触を防止しております。そして、万一、当社グループの取締役及び使用人が反社会的勢力から不当要求を受けるなど何らかの関係が生じた場合に備え、直ちに総

務部に報告・相談できる体制及び総務部を中心に警察その他外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は2006年5月19日開催された取締役会において、「当社株式の大量買付け提案への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」を決定し開示しております。その後の関係法令の整備などを踏まえ一部見直しを行い、2007年6月19日の定時株主総会で、同議案を決議いたしました。さらに、2009年6月16日の定時株主総会において、本対応方針の導入から3年が経過しており、一般的にも同様の防衛策の定着が図られてきたことから、その有効期限を従来の1年から3年に変更することを決議いたしました。2012年6月13日の定時株主総会ではさらに有効期限を3年継続する事を決議し開示しております。

2015年6月10日の第70回定時株主総会では、大規模買付者に対する情報提供期間に係る期間の明確化、独立諮問委員会を設置することによる判断の公正性の確保、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重、買収防衛策の発動要件を明確化し、さらに株主の皆さまの意思を問うべく株主総会を招集できることといたしました。

それにより買収防衛策の必要性及び相当性を確保しつつ、経営者の保身のために買収防衛策を発動させることを防止しております。

買収防衛策の内容については2015年6月10日開催の「第70回定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

同通知については当社のウェブサイト(<http://www.yorozu-corp.co.jp/>)に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

